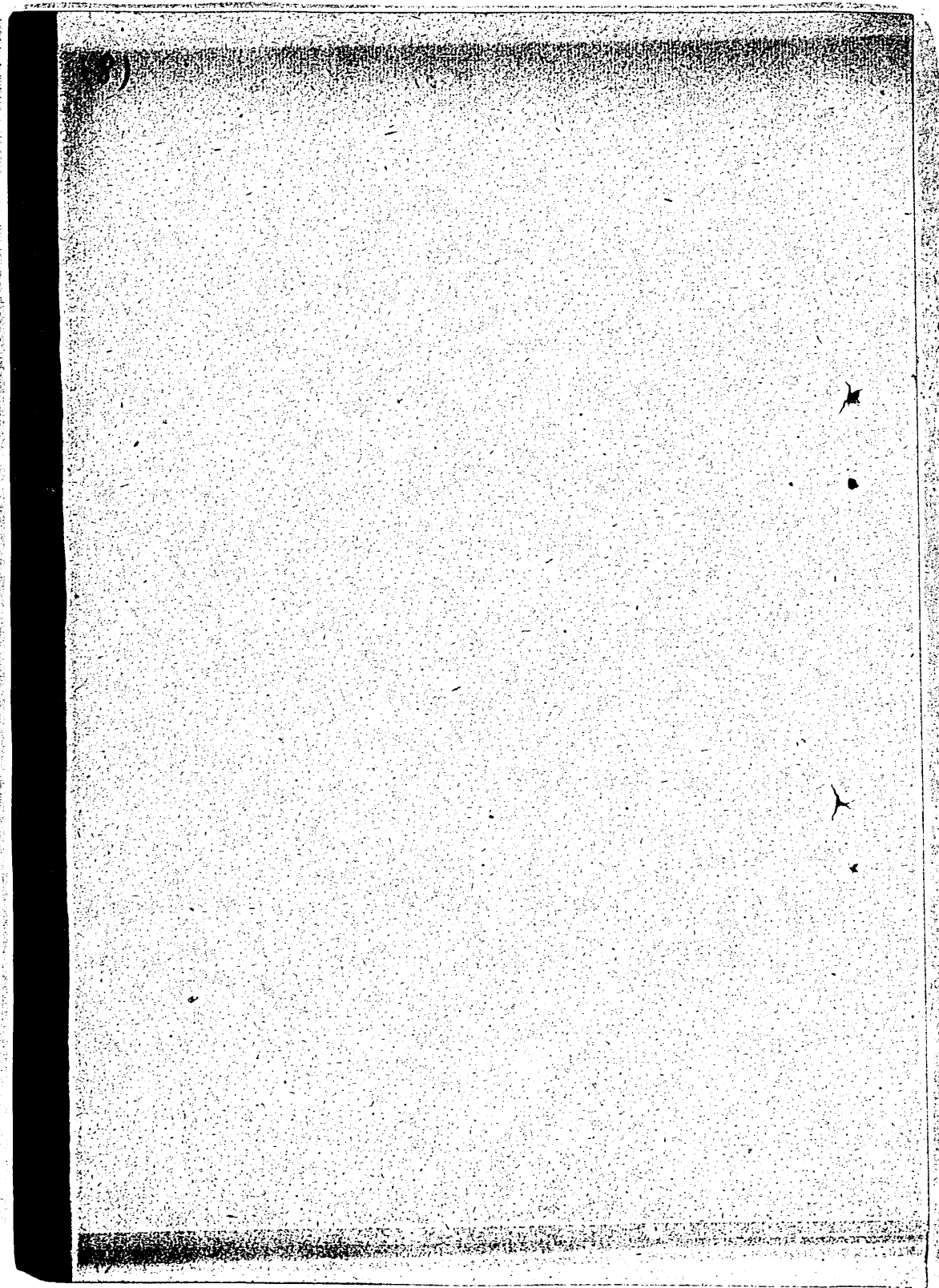




REEL No. A-1080

0046

アジア歴史資料センター

外務省職員家族疎開者宿泊所開設ノ件

第一 總則

一、外務省職員ニシテ其ノ家族ヲ疎開シタル者ヲ宿泊セシムル爲昭和十九年四月一日ヨリ差當リ昭和二十年三月三十一日迄外務省職員家族疎開者宿泊所（以下宿泊所ト稱ス）ヲ開設ス
二、前項ノ宿泊所ハ差當リ左ノ〇箇所トシ「かすみ寮」ノ門前ヲ湯ク
外務省職員家族疎開者第一宿泊所（第一かすみ寮）〇〇區〇〇町
〇町目〇〇番地

第二 宿泊所ノ所有者又ハ賃借者トノ關係

三、宿泊所ハ其ノ所有者又ハ賃借者ト外務省共濟會代表者（常務理事）トノ間ニ締結セラルヘキ契約ニ依リ外務省共濟會ニ於テ所有者又ハ賃借者ヨリ之ヲ賃借又ハ轉借ス

四、前項ニ定ムル賃借又ハ轉借ノ期間ハ差當リ昭和十九年四月一日ヨリ昭和二十二年三月三十一日トス

五、外務省共濟會ハ宿泊所ノ所有者又ハ賃借者ニ對シ賃借又ハ轉借ノ期間毎月借料トシテ左ノ經費ノ合計額以內ヲ支拂フモノトス

イ、宿泊所ノ貸主カ其ノ所有者ナルトキハ賃借料又ハ建物ノ償却費、宿泊所ノ貸主カ其ノ賃借者ナルトキハ其ノ現ニ支拂フ賃借料

ロ、宿泊所貸主ノ生活費及之ニ準スヘキ經費

ハ、宿泊所ニ要スル使用人ノ給料

ニ、其ノ他宿泊者ノ負擔ニ歸シ得サル經費

六、外務省共濟會又ハ宿泊所ノ所有者若ハ賃借者ノ都合ニ依リ第四項ノ期間ノ中途ニ於テ宿泊所ノ賃借又ハ轉借終止シタルトキ及昭和十九年四月一日以降ニ於テ新ニ宿泊所ヲ賃借又ハ轉借シタルトキハ當該月ノ前項ニ定ムル經費ハ之ヲ日割ヲ以テ計算ス

七、各宿泊所ニ管理者ヲ置キ外務省共濟會之ヲ委嘱ス

八、宿泊所管理者ハ宿泊者ノ家事洗濯ヲ行ヒ且居室ノ掃除ヲ行フヘシ

第三 宿泊者トノ關係

外務省職員ニシテ其ノ家族ヲ疎開シタル者ハ其ノ希望ニ依リ宿泊所ニ宿泊スルコトヲ得但シ常分ノ間高等官ノ判任官及之ニ準スル嘱託ニ限ル

一 宿泊所ニ宿泊セントスルモノハ外務省會計課長宛其ノ旨申出ツヘシ其ノ退去セントスルトキ亦同シ

一 宿泊所宿泊希望者ニ關スル詮衡ハ執務ノ決戦化ニ關スル委員會ニ於テ之ヲ行フ

一 二 宿泊者ハ各宿泊所毎ニ一名ノ責任者ヲ互選シ其ノ指揮監督ニ服スヘシ

一 三 宿泊所責任者ハ宿泊所規則ヲ定メ宿泊所ニ關スル一切ノ取締ニ任シ且經理其ノ總ノ當務ヲ掌ル

一 四 宿泊所責任者ノ任期ハ二月トス但シ重任ヲ妨ケス

一 五 宿泊ニ要スル家財ハ宿泊者自ラ之ヲ調達搬入スヘシ但シ一人ヨリノ個數ハ布團及枕蓆ナキヲ限リ枕蓆イロウシクハハズトキハ一床ニ限リ三個ヲ限トス

(1) 宿泊料 別表ニ定ムル限

(四) 食費、照明費、燃料費、電費
(イ) 雜費

右ノ四ハ外務省ニ並ニ(四)及(イ)ハ之ヲ宿泊所管理ニ拂込ムヘシ

一 三 宿泊者ハ宿泊開始ト同時ニ配給切符其ノ必要ナル書類ヲ宿泊所管理ニ交付スヘシ

一 八 宿泊者ノ宿泊一月ニ滿タサルトキハ第一六項ニ掲クル經費ハ日割ヲ以テ之ヲ計算ス

第四 仮命宿泊者

一 六 避難其ノ他非常事變ノ發生ニ依リ執務、外務省會舍ノ防護其ノ他ノ必要アリト認ムルトキハ外務省次官ハ外務省職員ノ一部ニ對シ宿泊所ニ宿泊スルコトヲ命令スルコトヲ得

二 一 前項ニ定ムル仮命宿泊者ニ對シテハ宿泊者ニ準スル規定ヲ準用ス但シ第一六項ニ掲クル經費ノ負擔ハ之ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

[illegible]

右ノ場合減額又ハ免除シタル經費ハ之ヲ官費支辨トス
二、依命宿泊者アルニ至リタルニ依リ宿泊者カ其ノ居室ノ一部ヲ割
キタルトキハ宿泊者ノ宿泊料ハ之ヲ減免スルコトヲ得

昭和十九年三月十三日

松本 外務次官
（會計課主管）

各課長
秘書官
戰時調査室
在敵國居留民關係事務室
御中

外務省職員家族疎開者宿泊所開設ノ件

外務省職員ニシテ其ノ家族ヲ疎開シタル結果日常生活ニ不便ヲ來シ居ルモノアル模様ナル外家族疎開後ノ生活ヲ顧慮シ家族ノ疎開ヲ斷行シ得サルモノアル實情ナルニ鑑ミ今般外務省共濟會ヲシテ別紙要綱ニ基ク家族疎開者宿泊所ヲ開設セシムルコトニ決シ不取敢本年四月一日ヨリ京橋區木挽町七丁目五番地（元新山口）責任者服部ふ志一ヲ第一かすみ寮トシテ之ニ充ツルコトトシタリ就テハ貴課一室一員中右希望ノ者アル場合ハ別添要綱ニ付委曲了悉ノ上本月二十

日迄ニ別紙様式ニ依ル各課（室）別申込書ヲ佐藤會計課長宛提出相成度ク其ノ結果ハ執務ノ決戦化ニ關スル委員會ニ於テ申込者ノ希望ヲ參酌シテ決定ノ上夫々本人ニ直接通達セシムルコトトスヘシ
追テ近ク芝及赤坂方面ニモ一二箇所宛同様宿泊所ヲ開設セシムル豫定ナリ又申込者ノ人數ソノ他ノ關係上室ノ廣サ及一室使用ノ人數ニ付テハ必シモ申込者ノ希望通り決定ヲ見得サルコトアルヤモ計ラレサルニ付此ノ點豫メ申込者ニ徹底シ置カレタシ

家族疎開者宿泊所利用申込書

局 課

官名	氏名	(希望) 何處室一室何人利用開始日時	

外務省職員家族疎開者宿泊所開設ノ件

一 外務省職員ニシテ其ノ家族ヲ疎開シタル者ヲ宿泊セシムル爲メ昭和十九年四月一日ヨリ差當リ昭和二十年三月三十一日迄外務省職員

家族疎開者宿泊所(以下宿泊所ト稱ス)ヲ開設ス

ニ前項ノ宿泊所ヘ差當リ左ノ○箇所トシテ「かすみ寮」ノ門標ヲ掲ク

外務省職員家族疎開者第一宿泊所(第一かすみ寮)○○區○○町

○町目○○番地

ニ各宿泊所ニ當リテ置キ外務省共済會之ヲ委嘱ス

四 宿泊所當連者ハ宿泊者ノ炊事洗濯ヲ行ヒ且居室ノ掃除ヲ行フヘシ

外務省職員ニシテ其ノ家族ヲ疎開シタル者ハ其ノ希望ニ依リ宿泊

所ニ宿泊スルコトヲ得但シ當分ノ間高等官ノ判任官及之ニ準スル

賜託ニ限ル

六 宿泊所ニ宿泊セントスルモノハ外務省會計課長宛テ其ノ旨申出スヘシ其ノ退去セントスルトキ亦同シ

セ宿泊所宿泊希望者ニ歸スル詮衡ハ執務ノ決断化ニ歸スル委員會ニ
於テ之ヲ行フ
ハ宿泊者ハ各宿泊所毎ニ一名ノ責任者ヲ互選シ其ノ指揮監督ニ服スヘ
シ
又宿泊所責任者ハ宿泊所規則ヲ定メ宿泊所ニ歸スル一切ノ取締ニ任
シ且經理其ノ他ノ常務ヲ掌ル
二宿泊所責任者ノ任期ハ二月トス但シ重任ヲ妨ケス
一宿泊ニ要スル家財ハ宿泊者自ラ之ヲ調運搬入スヘシ但シ一人當リ
ノ箇數ハ布團及机褥子等ヲ除キ概ネ「トランク」又ハ「スートケ
」ト通シ三個ヲ限度トス
一宿泊者ハ左ノ經費ヲ分擔スヘシ
(イ)宿泊料 別表ニ定ムル額
(ロ)食費・照明費・燃料費 實費
(ハ)雜費 實費

右ノ内(イ)ハ外務省共濟會ニ並ニ(ロ)及(ハ)ハ之ヲ宿泊所管理者ニ拂込
ムヘシ
一宿泊者ハ宿泊開始ト同時ニ配給切符其ノ他必要ナル書類ヲ宿泊
所管理者ニ交付スヘシ
一宿泊者ノ宿泊一月ニ滿タサルトキハ第一二項ニ掲クル經費ハ日
割ヲ以テ之ヲ計算ス
一空襲其ノ他非常事態ノ發生ニ依リ執務ハ外務省廳舎ノ防護其ノ
他ノ爲必要アリト認ムルトキハ外務省官員ハ外務省職員ノ一部ニ對
シ宿泊所ニ宿泊スルコトヲ命令スルコトヲ得
一前項ニ定ムル依命宿泊者ニ對シテハ宿泊者ニ歸スル規定ヲ準用
ス但シ第一二項ニ掲クル經費ノ分擔ハ之ヲ減額又ハ免除スルコトヲ得
右ノ場合減額又ハ免除シタル經費ハ之ヲ官費支辨トス
一依命宿泊者アルニ至リタルニ依リ宿泊者カ其ノ居室ノ一部ヲ割
キタルトキハ宿泊者ノ宿泊料ハ之ヲ減免スルコトヲ得

(別表)

階級	一室一人ノ場合				一室二人ノ場合				一室三人ノ場合			
	高等官	四等官	五等官	判任官	高等官	四等官	五等官	判任官	高等官	四等官	五等官	判任官
四疊半	二五〇	二二〇	一八〇	一五〇	一五〇	一三〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
六疊	三〇〇	二五〇	二二〇	一八〇	一八〇	一五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
八疊	三五〇	二八〇	二五〇	二二〇	二二〇	一八〇	一五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
十疊	四〇〇	三〇〇	二八〇	二五〇	二五〇	二二〇	一八〇	一五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
十二疊	四五〇	三三〇	三〇〇	二八〇	二八〇	二五〇	二二〇	一八〇	一五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
十五疊以上	五〇〇	三六〇	三三〇	三〇〇	三〇〇	二八〇	二五〇	二二〇	一八〇	一五〇	一〇〇	一〇〇

昭和十九年三月三十一日

佐 藤 會計課長

各 課 長
臨時調査室
在 職 氏 係 事 務 室
御 中

外務省、職員家族寮開着宿泊所開設ノ件

本件ニ係シテハ去ル三月十三日附外官通牒ラレテ不取敢進報アリタル
ル。今般赤坂區田町三丁目十一番地（元春橋）ニ「第一寮」ヲ開設
スルコトトシ四月一日ヨリ宿泊者ノ希望ニ應スルコトナリタルニ
付テハ右寮職員ニ周知ノ上希望者ハ至急旨訂課長宛申出ツル様御取
計相成度シ

追テ條件等ハ凡テ前記外官通牒ト同様ニ付右ニ御了知相成度只諸
課ノ關係上第二寮寮ニ於テハ管分ノ間食料ハ之ヲ供與セサルコト
ト相成居ルニ付右御相成度シ

第一、かすみ寮、室数											
一階											
一〇畳 (次ノ間五畳)											
六畳 (次ノ間四畳半)											
六畳											
(管理老・百保)											
二階											
八畳 (次ノ間五畳)											
六畳											
四畳半											

外務省

東京都京橋區木挽町七丁目五番地所在家屋ノ轉貸借ニ關シ外務省共
濟組合常務理事佐藤信太郎（以下甲ト稱ス）ト右家屋ノ賃借者服部
ふ志（以下乙ト稱ス）トノ間ニ契約スルコト左ノ如シ
一 乙ハ其ノ賃借ニ係ル東京都京橋區木挽町七丁目五番地所在ノ家屋
ヲ外務省職員家族疎開者宿泊所トシテ甲ニ轉貸ス
ニ 右轉貸借ノ期間ハ差當リ昭和十九年四月一日ヨリ昭和二十年三月
三十一日迄トス但シ甲又ハ乙ノ都合ニ依リ右期間中ト雖モ一ヶ月
ノ豫告ヲ以テ右轉貸借ヲ終止セシムルコトヲ得
三 甲ハ轉貸借ノ期間轉賃料トシテ毎月乙ニ金八百圓ヲ支拂フヘシ但
シ乙カ前號但書ニ依リ轉貸ヲ終止シタルトキハ甲ハ豫告以後ノ轉
賃料ヲ支拂フノ義務ナシ
第二號但書ニ依リ轉貸借ノ期間一月ニ滿タサルコトアルトキハ轉
賃料ハ日割計算トス
四 甲ハ乙ヲ外務省職員家族疎開者宿泊所ノ管理者ニ委嘱ス

五 乙ハ本件宿泊所宿泊者ノ炊事及洗濯等ノ雜用ヲ行ヒ且居室ノ清掃
ニ當ルモノトス
六 乙ハ宿泊者ヨリ食費、照明費、燃料費及雜費ノ實費ヲ徴スルコト
ヲ得
七 甲ハ宿泊者ヲシテ配給切符其ノ他物資ノ取得ニ必要ナル書類ヲ宿
泊ト同時ニ乙ニ交付セシムルノ責ニ任ス
八 官命ニ依リ宿泊所ニ宿泊スルニ至リタル者ニ關スル第六號所掲ノ
經費ハ甲之ヲ乙ニ支拂フヘシ

右證據トシテ甲乙双方ノ署名捺印シタル本書二通ヲ作成シ各一通ヲ
保管ス

昭和十九年三月十一日

外務省共濟會常務理事

抄

(極秘)

昭和十九年三月十一日附契約第三號ニ關シ
轉貸借ノ期間甲ハ轉借料トシテ乙ニ對シ右契約所定ノ金八百圓ノ外
毎月金六百圓ヲ支拂フヘシ

昭和十九年三月十一日

外務省共濟會常務理事

寫

拜啓陳者今般當省職員(高等官、判任官及之ニ準スル囑託)ニシ
テ家族ヲ疎開シタル者ノ合宿所トシテ東京都京橋區木挽町七丁目
五番地所在服部ふぶ實借ノ家屋(元新山口)ヲ當省共濟會ニ於テ
轉借シ本年四月一日以降不取敢一年間之ヲ第一「かすみ寮」トシ
テ使用スルコトト致シタキニ付テハ特別ノ御詮議ヲ以テ御承認相
成度ク御承認ノ上ハ其ノ旨御回報相成ルト共ニ所轄警察署ヲ通シ
前記服部ふぶ宛可然御指令賜度此段御依頼申進候 敬具

昭和十九年三月十四日

佐藤 外務大臣官房會計課長

警視廳保安部保安課風紀係長 殿

外務省

(11 本標準規格 B5)

REEL No. A-1080

0055

アジア歴史資料センター

15

15

✓
P
+

上 面

アジア歴史資料センター

建物賃貸借契約書

賃借人 外務省共済會常務理事 佐藤信太郎 (以下甲ト稱ス) ト 賃貸人 渡邊 榮 (以下乙ト稱ス) ト 昭和十九年四月一日 乙ノ契約ヲ締結ス

第一條

第二條

第三條

第四條

第五條

第六條

第七條

第八條

第九條

甲ハ乙ノ許諾ナクシテ賃借權ヲ他ニ讓渡シ又ハ轉賃スルコトヲ得ズ
官命ニヨリ宿泊所ニ宿泊スルニ至リタル者ニ關スル第六條所稱ノ
賃ハ甲之ヲ乙ニ支拂フベシ

物件ノ表示

所在 東京都赤坂區田町參丁目拾壹番地

一 木造二階延 延 部屋全部
二 階 延 部屋全部

右室内ニ附帶スル造作装置有形ノ儘

以上

右證據トシテ甲乙双方ノ署名捺印シタル本書二通ヲ作成シ
各一通ヲ保管ス

昭和拾九年參月貳拾九日

外務省共済會常務理事

賃借人 (甲)

東京都赤坂區田町參丁目拾壹番地
賃貸人 (乙)

(極秘)

昭和十九年参月貳拾九日附契約第三條ニ關シ
賃貸借ノ期間甲ハ賃借料トシテ乙ニ對シ右契約所定ノ金参百圓ノ外
毎月金七百圓ヲ支拂フヘシ

昭和十九年参月貳拾九日

外務省共済會常務理事

外務省

(日本標準規格B5)

拜啓陳者今般當省職員ニシテ家族ヲ疎開シタル者ノ合宿所トシテ
東京都赤坂區田町三丁目十一番地所在渡邊榮所有ノ家屋(元榮梅)
ヲ當省共済會ニ於テ賃借シ本年四月一日以降不取敢一年間「第二
歳寮」トシテ之ヲ使用スルコトトシ三月二十九日同人ト外務省共
済會常務理事トノ間ニ賃貸借契約ヲ締結致候間右ニ御了知相成度
ク此致通報申進候

敬具

昭和十九年三月二十九日

佐藤 外務大臣官房會計課長

警視廳保安部保安課長 殿

外務省

(日本標準規格B5)

REEL No. A-1080

0058

アジア歴史資料センター

紅葉館	今文	今朝	中永樂	中川	照家	みさを	雅叙園	新夜樂	幸樂	三緣亭	浪華家	松しず	新山口
													○
												○	
											○		
											○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		○					○						

和光	宇佐美	万龜軒	竹葉店	錦水	山水樓	南園	嵯峨野	星園茶寮	待月莊	晚翠軒	贈莊	屋號
						○	○	○	○			内閣
○	○	○	○		○		○		○	○	○	大藏省
												外務省
				○						○	○	軍需省
				○			○			○	○	文部省
				○			○			○	○	大東亞省
				○	○	○			○	○	○	逓通省
					○				○			其他

各省關係競合家屋調査表

一九三二七 保安課會議

二百一坪以上、休業家屋調査表

所轄	屋敷	営業所	畳数	坪数	海軍部	官	府	市	町	村	その他	備考
所轄	屋敷	営業所	畳数	坪数	海軍部	官	府	市	町	村	その他	備考
大松閣	富士見町	富士見町	二七	四五五								
宝亭本店	平川町	平川町	三五	五〇六								
星岡茶寮	永田町	永田町	二〇八	八八四								
丸の内会館	丸の内	丸の内	六九	六八八								
大東運合館	丸の内	丸の内	二二	二九三								
丸の内ホテル	丸の内	丸の内	三〇	二一〇								
帝国ホテル	丸の内	丸の内	ナレ	二一三五								
工業クラブ	丸の内	丸の内	四〇	二四八三								
中央亭	丸の内	丸の内	一〇	四二五								
陶々亭	丸の内	丸の内	九八	四一〇								
セニヤビル	丸の内	丸の内	ナレ	三六七								
山本ビル	丸の内	丸の内	二九九	三四五								
中興亭	丸の内	丸の内	ナレ	三〇〇								
精養軒	丸の内	丸の内	六	二二三								
錦町	錦町	錦町	ナレ	四六四								
万生福	長生殿	宮本町	三六八	三五四								
花屋	旅籠町	旅籠町	二〇〇	二一六								
久松	矢倉町	矢倉町	五八六	三五四								
坂留	人形町	人形町	二〇一	二二〇								
新堀	通う三丁目	通う三丁目	二二八	二三八								
や梅	呉服町	呉服町	一九二	二二五								
新堀	茅場町	茅場町	三三三	三六八								
草津亭	茅場町	茅場町	一八〇	二四〇								
築地	築地	築地	三七〇	三四九								
松島	富町	富町	二二七	二一九								
躍金橋	富町	富町	二二〇	三〇〇								

大塚大増	池田屋	安田店	新止紀	中野	新	龍泉閣	目黒	大崎	洲崎
西	十二		角	小港所	大和田所	下目黒	五反田	北品川	東品川
二四一	三三八	二五五	一四三	七六四	一四二	三〇六	五〇〇	一八〇	一八一
二七五	四八〇	四七九	二二八	一〇二五	二八〇	六五〇	五〇〇	二二二	二二三

洲崎	言問	津久松	白菊	深川亭	亀清楼	新水	新光亭	藏前	聚	日本堤	隅田川	為志
幸	常							桝	今	本	橋	
平久所	向島							橋	戸		場	
四〇五	二一五	一七六	二〇〇	二一三	三二〇	三二五	三二二	二〇〇	三〇四	三六八	二六四	二九四
五五〇	二〇四	二二六	二二五	二五八	二四〇	二六〇	三三〇	三五五	三六八	四一〇		

大井	小所園	大井海岸町	七〇〇	七二五
"	南浦園	楊田町	一三二	二五六
大穴木	木	霞所	八四	二〇四
三田	東港園	芝浦	五四一	五〇〇
"	常盤	八日町	二四四	二三二
八王	若松樓	元横山町	二一七	二五〇
砂町	釜長	大島町	二二三	二六三
葛飾	河千屋	柴又町	一五六	二〇八
尾久	熱海温泉	尾久町	四〇七	三〇三
巢鴨	山海橋	巢鴨	一一〇	一二二

次官									
執務決戦化委員会 持回決定案									
昭和拾九年参月會參									
會計課長									
人事課長									
儀典課長									
文書課長									
政務局第一課長									
戰時經濟局長第一課長									
條約局第一課長									
調査局第一課長									
第三課長									

外務省

人事課長									
第一「カサハ案」利用希望者調									
會計課長									
昭和拾九年参月會參									
申請者									
経一	事務官	渡辺耕一	六又八疊一室一人	四月一日	八疊一室一人	四月一日	(田保)		
政六	書記生	杉内武司	ナシ	四月末			(田保)		
調二	書記生	飯島一平	六又八疊一室一人	四月一日	六疊一室一人	四月一日			
政五	副課長	大原與一郎	八疊一室一人	未定			(田保)		
政五	書記生	吉岡章	六疊一室一人	四月一日	六疊一室一人	四月一日			
希望									
決定									

外務省

戦時経済局第一課長



家族疎用者宿泊所利用申込件

左記ノ通り家族疎用者宿泊所利用希望者ヲ通知申上候

戦時経済局第一課

官職	氏名	希望	何處室	一室何人	利用開始日時
外務事務官	河上耕一	六畳又八畳	一人	四月一日	

以上計一名

三月十七日

戦時経済局第一課

會計課長 殿

外務省

昭和十九年三月十八日
又書
今書
不
事件者望者日集
外務省

家族疎開者宿泊所利用申込書
調査局第二課

官名	氏名	(希望) 何室	一室何人	利用開始日時
書記生	飯島平	六畳又八畳	一室一人	四月一日

家族疎開者宿泊所利用申込書

調査局第一課

調査局第一課

官名	氏名	(希望) 何疊室	一室何人	利用開始日
嘱託	長野達哉	六又八疊	一室一人	未定
嘱託	飯野和子	四疊半	一室一人	未定

REEL No. A-1080

0071

昭和十九年四月十日

佐藤會計課長 殿

工藤電信課長

第二霞寮宿泊希望者ノ件

三月三十一日附貴信御來示ノ「第二霞寮」ニ對シ當課員中左記ノ者ヨリ宿泊方希望申出有之タルニ付可然御取計相成度

記

電信課技術室勤務

技手

渡邊 敬一

外務省

昭和十九年四月十四日

佐藤會計課長 殿

工藤電信課長

第二霞寮宿泊希望者ノ件

本件ニ關シ四月十日附拙信ノ外左記ノ者ヨリ宿泊希望方申出有之タルニ付可然御取計相成度

記

電信課技術室勤務

囑託

山下 將勝

以上

外務省

000000

外務省

佐藤會計課長殿

松儀第一監査(飯島書記在後)ニ入
寮初ニ度此致仰敬申上矣
昭和十九年九月廿六日
古杉 登

印
政務局第三課調査官
古杉 登

入寮許可願

小生義

今般家族、全戸疎由並ニ身邊上ノ都合ニ依リ
外務省職員寄宿寮ニ八月末ヨリ入所致度希望
ニ有之候條、右特ニ御許可相仰度此段及御依
賴候也

昭和十九年八月十日

戦時経済局第一課

外務局

工藤三夫

外務大臣官房
會計課長 佐藤信太郎殿



入寮願

七月十五日ヨリ新橋 雨殿安子ニ入寮改む
小生儀

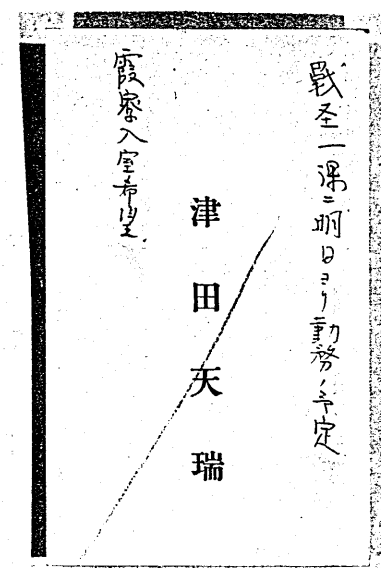
此段及飾願候也 (尚出来得ハニ階八疊ヲ希望仕修)

昭和九年七月七日

條内司第二課

中山 賀博 (中)

會計課長殿



REEL No. A-1080

0077

アジア歴史資料センター

家族疎開者宿泊所利用願

外務事務官

廣田 稔

右ノ者今般家族ヲ疎開セメタルニ付才一カサシ寮八畳一室

五月七日(予定)ヨリ利用致度此段及御願候

昭和十九年

古 廣田

稔

佐藤會計課長殿

外務省

芥二霞客

										取消 調二 候二 房	通知 生
										高橋 姓一	
										六 畳	
										五月 八日	
										六 畳	
										五月 日	
										有 料 一 室	吉田 一 次
										十 畳	八月 十五日
										十 畳	八月 十五日
										外務省	

外務省

入

入寮願

年

私儀

今般第二霞寮ニ入寮致シ度ニ付右御許可
相成度此一段御願ニ及ビ候也(八月十五日ヨリ予定)

昭和十九年八月七日

右外務書記生

吉岡一郎

會計課長佐藤信太郎殿

會計課長

一

十五日入
山王社。大へく自願した
と思ひます。可也。御教へます。
多幸。試験終了。大へく（素直中）
に移轉致します。
大書
山本鹿
化。暗。諒。家。殿

願書

調査局第二課勤務

外務通記生 吉 信 壯 一

六四四

私儀

五月八日、外務省第二から外務省へ入所致
度、付此段、此許可相成度、及、此願候也

昭和十九年五月八日

外務省會計課長 佐藤信太郎殿

通
許
可

入
案
願
寶

政務局第四課 屬 吉賀頼久

私儀

今般在赤坂第二霞寮二入寮教度候間 右御許可

相成度 此段及御願候也

昭和二十年二月九日

右

吉賀頼久

會計課長 殿

外務省

(日本標準規格B5)

REEL No. A-1080

0082

アジア歴史資料センター